

障害者プラン（中間見直し）への「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」 第8条に基づく本県計画の位置付けについて

1 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」について

(1) 法律の目的

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年 6 月施行）は、障害者による文化芸術活動を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(2) 地方公共団体の推進計画（努力義務）

同法第 8 条において、地方公共団体は、国の基本計画を勘案して、当該団体における推進計画を定めるよう努める（努力義務）とされている。

(3) 国の基本計画

国は同法に基づき「基本的な計画」を策定しており、（第 2 期：令和 5 年度～令和 9 年度）、施策の方向性等を示している。

【国基本計画における施策の方向性】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ①鑑賞の機会の拡大 | ⑦文化芸術活動を通じた交流の促進 |
| ②創造の機会の拡大 | ⑧相談体制の整備等 |
| ③作品等の発表の機会の確保 | ⑨人材の育成等 |
| ④芸術上価値が高い作品等の評価等 | ⑩情報の収集等 |
| ⑤権利保護の推進 | ⑪関係者の連携協力 |
| ⑥芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援 | |

2 「障害者プラン」に位置付ける理由

- ・ 障害者の文化芸術活動の推進は、文化施策だけでなく、当事者支援（相談・伴走）や社会参加、関係機関との連携など、福祉施策と一体で進める必要がある。
- ・ 文化振興部局の計画（第 2 次茨城県文化振興計画アクションプラン）において障害者による文化芸術活動に関する記載は既にあるが（別添）、障害者プランに位置付けを行うことで、障害者施策全体の中での位置付け（総合性）と点検の枠組みを明確化する。
- ・ 他自治体においても、推進計画を「文化政策計画に位置付け」「障害者計画に位置付け」「独立計画とする」等、複数の形態があり、障害者計画側で扱う事例も整理されている。

3 他都道府県の計画策定状況（R7. 10. 1 時点）

(1) 策定状況

47 都道府県中 42 団体が策定済み（策定率：89%）。

(2) 計画の位置付け

独立した計画として策定	2
文化政策の計画の一部に位置付け	11（茨城県含む）
障害者施策の計画の一部に位置付け	24
文化政策と障害者施策の両方の計画の一部に位置付け	5

4 県取組

(1) いばらきパラアーティストフェスティバル（旧ナイスハートふれあいフェスティバル）の開催（H6～）

12月3日から9日までの障害者週間に合わせて、障害児者の福祉の向上と県民の障害児者に対する理解と認識を深めることを目的に、障害児者による音楽・ダンス等の発表や障害児者の作成した作品等の展示、障害児者の作成した物品の販売等を実施。

(2) 障害者芸術文化活動支援センターの設置（R5～）

地域の障害者芸術文化活動の支援拠点として、地域における障害者の芸術文化活動に対する支援を推進することを目的に、相談支援、人材の育成、情報収集・発信等を実施。

(3) パラアーティスト発掘・育成等（R7 新規）

パラアーティストを発掘・育成し、作品が認知され、経済的な対価を得るといった生きがいを創出することを目的に、アートの専門家と連携し、創作活動を行う障害者との定期的なワークショップの開催、ワークショップ参加者が創作した作品を展示する個展の開催、商品化に向けた企業との勉強会やデザイナーなどの派遣を実施。

5 障害者プランへの記載の方向性

記載するページ	記載内容の方向性
第1章 計画の策定にあたって 2 計画の概要 (1) 計画の性格（p. 8）	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に定める「県計画」として策定する旨を記載
第3章 施策の展開 I ひとりひとりが尊重される社会をめざして 6 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (1) 文化芸術活動の充実（p. 54）	現在の取組状況、今後の取組方針等について記載

※記載内容の素案は、次回協議会において提示いたします。